

ニッタゼラチン・インディア・リミテッド行動協議会及びジャナニティと  
新田ゼラチン株式会社及びニッタゼラチン・インディア・リミテッド社  
との間における個別事例に関する最終声明

2026年6月29日

経済協力開発機構(OECD)責任ある企業行動に関する  
多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口(NCP)

## 1. OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

- (1) 「OECD多国籍企業行動指針」(2011年改訂版。以下「行動指針」という。)は、1976年に経済協力開発機構(OECD)が採択した、政府から、自国内又は自国から活動する多国籍企業に対する勧告である。行動指針は、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄その他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税などの幅広い分野における責任ある企業行動についての自主的な原則と基準を定めたものである。
- (2) 行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」(NCP:National Contact Point。以下「NCP」という。)が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者が日本連絡窓口(以下「日本NCP」という。)を構成し、行動指針の認知と理解を促進し、個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与している。
- (3) 行動指針に法的拘束力はないが、日本NCPとして、各企業が行動指針を遵守することを奨励してきている。
- (4) 日本NCPは企業の行動が同指針に沿っているかどうかを判断しない。また、日本NCPは、提起された問題に関する各当事者の主張に関し、その事実認定及び正当性について判断を行わない。
- (5) 日本NCPは、必要に応じ行動指針の実施に関する勧告を行うことができ、また、それを含めることが適当と判断する場合には手続が合意に至らなかった理由についての見解を明らかにすることができる。

## 2. 当事者

### (1) 問題提起者

本件の問題提起者は、ニッタゼラチン・インディア・リミテッド行動協議会(以下「行動協議会」という。)及びジャナニティである(以下あわせて「問題提起者」という)。行動協議会は、ニッタゼラチン・インディア・リミテッド社(以下「NGIL社」という。)の操業による水及び土地の汚染の被害者であると主張する者が組織したNGOであり、ジャナニティは、司法支援を含む社会活動を行うことを目的とするNGOである。

### (2) 被提起企業

本件の被提起企業は、新田ゼラチン株式会社(以下「新田ゼラチン」という。)及びNGIL社である(以下あわせて「被提起企業」という)。新田ゼラチンは、大阪府に拠点を置く企業であり、NGIL社は、インド国内法に基づき、新田ゼラチンとケララ州産業開発公社(以下「KSIDC」という。)との合併会社として、インド国ケララ

州カドゥクティ・グラマ・パンチャーヤト<sup>1</sup>(以下「現地パンチャーヤト」という。)の地区にて操業を開始した。NGIL社の持株比率は、新田ゼラチンが42.96%、KSIDCが31.52%、残余を一般株主が保有している。NGIL社は、医療・食品の材料として、ゼラチンを主に製造し、その製造物の大半は、日本を含む外国に輸出されている。

### 3. 問題提起者の主張

#### (1) 主張の趣旨

NGIL社は、40年間の操業において、廃棄物管理システムの欠如により周辺環境、地域社会の人権、健康及び社会的・経済的福祉に対して深刻な被害を引き起こしている。こうしたNGIL社の企業活動は、行動指針の以下の規定を遵守していない。

第II章「一般方針」	
第A. 1段落	経済環境社会の発展への貢献
第A. 2段落	人権尊重
第A. 5段落	法令外の免除の要求又は受諾の差し控え
第A. 10段落	デュー・ディリジェンス実施
第A. 11段落	悪影響の回避と対応
第IV章「人権」	
第2段落	人権への負の影響への対処
第5段落	人権デュー・ディリジェンスの実施
第6段落	救済
第VI章「環境」	
第2段落	企業活動の環境、健康及び安全の方針に関するステークホルダーとの連絡
第3段落	環境等に対する影響の評価
第4段落	損害予防措置
第5段落	非常事態対策計画
第6段落	成果改善の追及
第8段落	公共政策の発展への貢献

#### (2) 問題の経緯

ケララ州汚染統制委員会(以下「KSPCB」という。)は、スラッジ(沈殿物)から作られた堆肥のNGIL社の扱いが違法であるとの通知を2008年3月29日に発出したが、同年7月2日にNGIL社による改善措置に満足しているとの通知を発出した。2011年11月、NGIL社のバイオガスタンクが爆発し、悪臭が原因で近隣住民が病院に収容されるなどの被害が発生した。同月28日、ケララ州水道局は、チャラクディー川へのNGIL社

<sup>1</sup> パンチャーヤト(“Panchayat”)とは、インドにおける村議会を意味する。

の排水は処理が不適切であり許容酸性度を超過し、強い異臭を放っている旨指摘した。2013年、工場の排水処理施設からチャクラディー川へのパイプによる排水が汚染の原因であり、取り除くべきとのキャンペーンが行動協議会によって行われ、2013年7月には大規模な抗議行動となった。

2016年9月29日、環境に関する民事事件を扱う特別審決機関である国家環境審判所(以下「NGT」という。)は、後述の本案審決に先立つ暫定命令において、NGIL社を「環境原則の違反常習者」と指摘した。

また、本案におけるNGTの指示に基づき、同年11月に中央汚染管理委員会(以下「CPCB」という。)がNGTに対して提出した報告書においてスラッジの環境への悪影響が指摘され、周辺環境改善のための一連の措置が提案された。

### (3) 並行手続

#### ア 2017年2月27日付NGT審決等

2017年2月27日付のNGTの本案審決(以下「2017年NGT審決」という。)は、NGIL社を含む被告らに対し、国家環境エンジニアリング研究所(以下「NEERI」という。)、KSPCB及びCPCBの報告書や空気及び水の汚染に関する予防原則を踏まえ、水量計の設置、排水処理システム(“Effluent Treatment Plant”。以下「ETP」という。)の適切な運転、処理済み排水の再利用、排水排出ゼロシステムを目標とすること等を含む24の指示を出した。

ケララ高等裁判所の指示に基づく2020年1月24日付のCPCBの第2報告書は、生態系及び水質への影響に関する報告、第三者機関による調査の必要性、並びにNGIL社の総溶解固形物の排出に排水排出ゼロシステムが必要である旨指摘した。

#### イ D&O認可等

1994年ケララ・パンチャーヤト統治法に基づき、NGIL社は、工場稼働に際し、製造活動及びチャクラディー川からの取水にかかる許認可(“Dangerous and Offensive Trades and Factories License”。以下「D&O認可」という。)を現地パンチャーヤトから取得することが義務付けられているが、現地パンチャーヤトはNGIL社にD&O認可を与えていない。NGIL社はケララ高等裁判所から許可を得ることによって操業を継続している。

### (4) 問題提起者の主な要請内容

ア 被提起企業は操業による地域社会及び環境に与える影響を認識し、違反行為の影響に対する責任を認める声明を発出すること。

イ NGIL社が、2017年NGT審決の指示に違反した方法での操業によって生じた被害(金銭的、精神的被害を含む)を補償すること。

ウ 以下を内容とする実効的で段階的な行動計画を被提起企業が策定すること。

- ・ 2017年NGT審決による指示の遵守の確約。
- ・ 違反の影響を除去する最善の方法を決定するため、問題提起者を含む地域の者から構成する委員会の設置。
- ・ あらゆる救済措置(補償、清掃、人権デュー・ディリジェンスの改善)。

エ NGIL社が、新田ゼラチンの監督の下、問題提起者が参加するコミュニティディスカッションに参加する旨の声明を発出すること。

オ NGIL社が、2017年NGT審決による指示のうち、第12項、第16項、第18項、第20項及び第21項に関するケララ高等裁判所への申立てを取り下げ、これらの指示に従うこと。

#### 4. 被提起企業の見解

##### (1) 見解の趣旨

ア NGIL社による人権・環境に対する悪影響を及ぼす行為があったとの問題提起者の主張は、2017年NGT審決によりその主張が既に否定されているとおり、事実に基づく根拠を完全に欠いており、行動指針違反の前提事実が存在しない。

イ 汚染問題は、インドの国内法令に基づく専門的かつ科学的見地から評価及び決定されるべきである。

ウ 問題提起者は、インドの司法手続において、NGIL社のみならずケララ州政府その他公的機関を共同被告としており、当該訴訟は現在もインドの裁判所で係属中である。環境問題は共同被告たる公的機関が所管するものであり、これらの関与なくNCP手続を進めることは、混乱を生じさせるのみならず有害である。被提起企業は、インドの法令に基づくインドの司法手続による事件の解決を追求しており、今後も追求する意向である。

##### (2) 問題提起者

行動協議会は、2008年に、外部の労働組合指導者数名及びNGIL社元従業員により創設され、2011年に組織として公式に登録された。2006年に懲戒を理由に解雇された当該元従業員らは、当該解雇を裁判所で争い、最終的に裁判外の和解により解決された。しかしながら、和解の数年後、当該元従業員らは、行動協議会という団体を設立した数名の外部の労働組合指導者と手を組み、NGIL社の工場の操業停止を計画した。

##### (3) 問題の経緯

ア 行動協議会の構成員は、様々な法廷及び裁判所においてNGIL社に対する事件の申立てを開始した。しかし、NGIL社に対して提起した全ての主張は、管轄権を有する裁判所及び当局によりことごとく棄却された。特に、最も関連性があり、極めて重要かつ包括的な事件は、2017年NGT審決である。綿密な検討の後に、NGTは、後述のとおり、NGIL社により何ら汚染は引き起こされていない旨の明確な認定に至った。

イ NEERIは、2013年から2016年にかけて、ケララ高等裁判所及びKSPCBに対し、NGIL社の廃棄物処理及び環境規制の遵守について、複数の報告書及び勧告を出している。NEERIは、一次処理及び二次処理ETP沈殿物並びにごみ資材には何ら有害成分が含まれておらず、よって、無害廃棄物に分類されると認定した。NEERIがかかる認定を踏まえて推奨した勧告に基づき、KSPCBによるNGIL社に対する指示が出された。またNEERIは、チャラクディー川に排出される最終処理済排水がKSPCBにより定められた排出基準に適合すると結論付けている。その後、NEERIは、2015年10月、環境規制の遵守に関するNGIL社の操業に満足したこと、及び、KSPCBの出した指示を全て履行したことを確認している。NGIL社は、こうした指示を履行する中で、臭気防止のための生物ろ過機やバイオガス用の二次嫌気リアクターを導入するなどした。

ウ また、2016年9月29日付のNGTの命令に基づいてGPCBが同年11月にNGTに提出した報告書では、河川の水質は、鉄分(NGIL社には責任がなく、寄与もしていない。)を除き、全ての地点でインド標準飲用

水基準に適合していることが推測されている。

#### (4) 2017年NGT審決

- ア 2017年NGT審決は、①NGIL社の操業は、KSPCBが設定した立地基準に違反するか、②NGIL社のETPが汚染防止に効果的かつ十分に機能しているか、③チャラクディー川への事業排水の排出が設定基準を満たしているか、④工場により生じるスラッジは、事業排水とともにチャラクディー川に排出されているか、⑤工場により生じるスラッジは有害か、⑥工場からの排水はチャラクディー川又は地下水の水質に悪影響を与えるか、⑦汚染がない状態にするためにNGIL社が取るべき措置(もしあれば、)の7つの論点について以下のとおり判示した。①について、NGIL社の操業には、申立人(行動協議会)が争った立地基準の違反はない。②から⑥について、NGIL社が、処理済み排水とともにスラッジをチャラクディー川に放出しているとの証拠はない、NGIL社によるスラッジは危険又は有害ではない、NGIL社のETPは効果的に機能しており、現時点では、ETPで処理済みの排水の排出は、チャラクディー川及び地下水に悪影響を及ぼさない。⑦については、NGITは、将来における潜在的な大気及び水質汚染を予防する観点から、予防原則に照らし、24の指示を出した。したがって、NGITは、NGIL社により何ら汚染は引き起こされていない旨の明確な認定に至った。NGIL社は、第12項及び第18項を除き、全ての指示について履行を完了した。
- イ 2017年NGT審決が出されたことにより、NGTが発出した2016年9月29日付暫定命令はもはや意味を有しないものとなった。
- ウ NGTの残余の指示のうち、第12項はインド国内法令に根拠がないため履行できず、第18項は指示がインド国内法令に反するところ、ケララ高等裁判所は、NGTの両指示につき、2019年11月29日付で暫定停止命令を発した。本件はケララ高等裁判所に係属中である。
- エ 行動協議会は、2017年NGT審決に係るものと同様の申立てをNGTやケララ高等裁判所に対して行ったが、2017年NGT審決と同内容であることなどを理由として却下、棄却されている。また、行動協議会は、2016年、NGTに対し、NGIL社を相手方として汚染による死亡者及び被害者と主張する者への損害賠償、並びに耕作不能と主張する農地に対する賠償を求めたが、立証がなされていないとして棄却されている。

#### (5) D&O認可等

- ア 現地パンチャーヤトが所管するD&O認可については、2年ごとに必要な認可の更新が現地パンチャーヤトによって2009年以来拒絶されているが、これは現地パンチャーヤトが行動協議会の活動を支援する立場をとっているためである。当時の現地パンチャーヤトの議長は、NGIL社の工場内で引き起こされた暴動の当事者であった外部の労働組合の指導者の一人であり、それらの構成員の集団が2011年に行動協議会を公式に設立し、同パンチャーヤトからの支援を享受している。このため、NGIL社は、拒絶される都度ケララ高等裁判所に令状請願を申し立て操業が許可されるよう法的手続きをとっており、同裁判所は、NGIL社の工場の操業を許可する指示を出している。2019年－2024年のD&O認可については、地方自治体裁判所の審決に従ってNGIL社に交付されているが、当該交付をめぐる複数の裁判がケララ高等裁判所に係属中である。(本最終声明の時点では、2025年－2028年のD&O認可が同パンチャーヤトによって更新されたため、2019年－2024年のD&O認可に関する3件の関連訴訟は全て終了し

ている。)

- イ 現地パンチャーヤトによるNGIL社の操業妨害は、工場内建物及び機械の取り壊し命令(2013年8月23日)、無認可機械の設置に対する命令(2014年6月28日)などとしても行われており、NGIL社は地方自治体裁判所及びケララ高等裁判所においてそれらの効力を争い、いずれも勝訴している。
- ウ 行動協議会による妨害活動としては、ETPによる河川への排水の妨害工作、河川からの取水妨害、工場への物品の搬出入の妨害並びに従業員への脅迫などが生じている。ケララ高等裁判所は、2013年以後、NGIL社の円滑な操業を確保するために、NGIL社に警察の保護を付与している。
- エ NGIL社は、全ての関連当局から許認可を取得済みであり、また、1974年水(汚染防止及び管理)法、1981年大気(汚染防止及び管理)法、1986年環境(保護)法及び2016年有害廃棄物(管理、処理及び越境移動)規則に基づく許可を受けている。KSPCBは、操業に係る統合許可を交付しており、ケララ州保健局も、2020年から2021年の期間に係る衛生証明書を同社に発行済みである。
- オ NGIL社は、欧州医薬品品質部門の適合証明書(EDQMCOS)及び危害分析必須管理拠点(HACCP)等の高度な国際的基準の証明書も保有している。また、米国食品医薬品局(USFDA)、欧州医薬品品質部門(EDQM)及び欧州食品獣医局(FVO)の査察も受け、証明書が発行されている。

#### (6) 持続可能性への取組

NGIL社は持続可能報告書を作成、公表し、その中で、環境、地域社会に関する取組状況を報告している。具体的には、企業の社会的責任(CSR)の一環として、社会福祉方策に関与しており、主要な医療センターの建設、地域の飲用水施設の提供、近隣の学校へのトイレの設置、野菜耕作プログラム、地域の女性向けに自営業を生み出すための資金提供、図書館及び読書施設並びに児童等のための教育支援等に取り組んでいる。こうした取組を通じて、NGIL社は国家人事管理協会ケララ支部から最優秀企業市民賞、ケララ経営協会から最優秀CSRプロジェクト賞、及び全国CSRリーダーシップ会議による最優秀環境持続可能性プロジェクト賞を受賞している。

## 5. 初期評価

日本NCPは、行動指針及び同指針に基づく日本連絡窓口(NCP)の手続手引に従い、2024年6月12日、以下のとおり初期評価を実施した。

#### (1) 日本NCPが主管すべき案件か

- ア 本件における被提起企業の一つである新田ゼラチンは、インドで操業する被提起企業であるNGIL社の46.43%の株式を保有する関係会社であり、新田ゼラチンは少なくともNGIL社に対する主要株主<sup>2</sup>として、また同社製品の販売元でありビジネス上の密接な関係を有するものとして重要な影響力を行使しうるものとみられる。新田ゼラチンは多国籍企業に該当し、提起された個別事例に関して行動指針が適用される。
- イ 一般的に、個別事例は、問題が生じた国のNCPで処理されるが(行動指針の「OECD 多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈」第23段落)、インドは行動指針の参加国ではなく同国にはNCPが設置さ

---

<sup>2</sup> 日本の財務報告書では、NGIL社の連結親会社である。

れていないため、本件については、多国籍企業たる新田ゼラチンの本社が所在する日本NCPが取り扱うことが適当である。

(2) 問題に関する当事者及びその利益

本件における問題提起者はいずれもインドにおいて法律に基づく登録を受けたNGOである。行動協議会は、NGIL社の操業による水及び土地の被害を受けたと主張する関係者が組織したNGOである。また、ジャーナニティは、NGIL社の操業が近隣住民に与える影響について司法支援等の活動を行っている。日本NCPは事実関係の認定自体は行わないが、問題提起者は、その主張により、本件問題に関する当事者に該当するといえる。

(3) 問題が実体的で実証的か

本初期評価は、問題提起書等に記載された事項や当事者の主張や説明についてそれが正しいか否かを判断するものではない。しかしながら、本件における問題提起者が提起した問題がNGIL社の操業に伴って生じる環境及び地域住民の人権への影響であり、個別具体的なものであることから、実体的かつ実証的である。

(4) 企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われるか

- ア 上記(1)のとおり、行動指針の対象は多国籍企業そのもののみならず多国籍企業体に属する全ての事業体を指すことから、現地事業体による活動が当然に本項目の考慮に含まれる。
- イ 本件は、多国籍企業である新田ゼラチンの関係会社であるNGIL社による、インドにおける操業に関する問題提起であるため、被提起企業の活動と提起された個別事例の間には結び付きがある。

(5) 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手続との関連性

日本NCPは、下記(6)に記載するとおり、本事案において言及されている事実に関連してインドでケララ高等裁判所における2017年NGT審決及び2019年－2024年のD&O認可に係る手続が並行して係属していることを認識している。(前述のとおり本最終声明の時点では、2025年－2028年のD&O認可が現地パンチャーヤトによって更新されたため、2019年－2024年のD&O認可に関する3件の関連訴訟は全て終了したとの報告を被提起企業から受けている。)

(6) 他の国内的又は国際的手続で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われているか

- ア 2016年、行動協議会は、NGTIに対し、汚染による死亡者及び被害者と主張する者並びに耕作不能と主張する農地へのNGIL社による賠償を求めたが、立証がなされていないとして救済が否定されている。
- イ 2017年NGT審決に基づく24の指示のうち、現在もケララ高等裁判所に係属中であるのは、第12項(ボイラーにおける木材燃料使用を段階的に廃止し、環境に配慮した代替的燃料のみ使用すること)及び第18項(NGIL社に対してKSPCBが付与する許可の条件に、チャラクディー川に排出する処理済み排水の総溶解固形物及び塩化物に求められる基準を飲料水基準と調和させること)の2つのみである。NGIL社は、第12項についてはインド国内法令に根拠がないため履行ができないこと、第18項については指示がインド国内法令に反することを理由に争っている。ケララ高等裁判所は、NGTの両指示につき、2019年11月29日付で暫定停止命令を発した。本件はケララ高等裁判所に係属中である。
- ウ 2019年－2024年のD&O認可等にかかる司法手続についてもインドの国内裁判所に係属中である。(最終声明の時点では、2019年－2024年のD&O認可に係る全ての関連訴訟が終了していることは

前記のとおり。)

- エ 2017年NGT審決に基づく指示に関し、被提起企業は上記第12項と第18項を除いて履行済みであるとの立場であり、問題提起者は全ての指示が履行されるべきとの立場である。なお、NGIL社は、CPCBがケララ高等裁判所に対して提出した、2020年1月24日付報告書について、科学的調査から得られた結論よりも状況の結び付きや憶測が多く記載されているとして、2020年2月25日付反対意見書をケララ高等裁判所に提出し、本報告書は、同裁判所において審理中である。
- オ 上記(6)ア～エのとおり、日本NCPは、本事案において言及されている事実に関連してインドでケララ高等裁判所における2017年NGT審決の2つの指示及び2019年－2024年のD&O認可に係る手続が並行して係属しており(なお、最終声明の時点では、2019年－2024年のD&O認可に係る全ての関連訴訟が終了していることは前記のとおり。)、またその他の手続が存在したことを認識しているが、日本NCPとしてあっせんを含む対話の場を提供することに一定の意義があると認識している。ただし、上記のうち、2017年NGT審決に基づく2つの指示にかかる司法手続がインドの国内裁判所において係属中であるところ、日本NCPとしては、問題提起者の要請内容のうち、2017年NGT審決に基づく指示の内容の確定を前提とする部分やNGIL社によるそれらの指示の履行については、インド国内司法手続に拠って解決されるべき問題であり、日本NCPによるあっせんの対象外であると判断する。ただし、両当事者が上記部分をあっせんの対象に含めることに合意する場合は、対象とすることを可能とする。
- カ なお、問題提起者は、インド国内の裁判所や政府が中立性を欠くと批判し、日本NCPが中立的なフォーラムである旨主張しているが、日本NCPはこのような議論に対して見解を示すことはできない。日本NCPは、インド国内手続を尊重しつつ、両手続は相互に排他的なものではないという立場をとる。

(7) 個別事例の検討が行動指針の目的と実効性に貢献し得るか

本件において被提起企業は、上記4のとおり、インドの国内司法手続を通じた解決を求めており、日本NCPにおける関与は不要であると考えている。しかし、本件は、行動指針の複数の規定に基づくものであり、日本NCPにおいて本件のうち、2017年NGT審決に基づく指示の内容の確定を前提とする部分やNGIL社によるそれらの指示の履行を除いた点について検討し、当事者間の対話を促すことは、行動指針の目的及び実効性に貢献し得る。

(8) 初期評価の結論

以上により、問題提起者の要請内容のうち、2017年NGT審決に基づく指示の内容の確定を前提とする部分やNGIL社によるそれらの指示の履行を除いた点については、更なる検討に値するものと考えられる。

## 6. 問題解決支援のための日本NCPの取組

日付	日本NCPによる処理
2021年1月13日	問題提起者から問題提起
2021年2月26日	受領通知を問題提起者に発出
2021年4月9日	問題提起を被提起企業に通知
2021年4月26日	被提起企業とオンラインでの面談を実施

2021年7月30日	被提起企業から被提起企業見解書(英文)を受領
2021年10月13日	被提起企業から日本 NCP の依頼に基づき作成された被提起企業見解書(和文)を受領
2022年2月25日	問題提起者から被提起企業見解書に対する問題提起者の回答書を受領
2023年12月27日	両当事者に初期評価を通知し、あっせん(対話の対象は、提起された問題のうち2017年 NGT 審決に基づく指示の内容の確定を前提とする部分や NGIL 社によるそれらの指示の履行に関する論点を除く。)への参加意思の有無を確認
2024年1月18日	問題提起者から「NGT 審決と CPCB 指令もあっせんの対象に含むことを条件として、被提起企業との対話に参加する用意がある。被提起企業が NCPI によるあっせん手続において、当該部分を対象に含むことに応じる意思がある場合は今後の対応を確認したい。」との回答を得た。
2024年2月27日	被提起企業から、2021年1月13日付提出文書のうち被提起企業に共有されていない文書があり、被提起企業は当該文書がない前提で見解書を作成していたが、問題提起者と日本 NCP のみが当該文書を共有して初期評価を行ったことは、手続手引に照らして手続の公正さに重大な疑問を生じさせることから、少なくとも2023年12月27日付初期評価に記載されている内容のうち、当該文書のみに記載されている部分への言及は修正するなど、適切な対応を行うべきとの意見書が提出された。
2024年6月12日	修正版初期評価を両当事者に通知し、「更なる検討に値する」との結論を踏まえ、被提起企業に対し、NGT 審決及び CPCB 指令についてあっせん対象に含むことに合意しうかを含めて、あっせん手続に参加する意思があるか否かを再度確認した。
2024年6月27日	被提起企業から、修正版初期評価には問題提起書に記載されていない数多くの内容が問題提起者の主張として記載されていることについて、手続の公正や当事者の公平の観点から適切ではないとの意見書が提出された。(注:日本 NCP の初期評価は、問題提起者が提出した資料に基づいている。)
2024年8月12日	被提起企業から「関係所管当局の関与も得て、インドの法令及び規則に基づくインドの司法手続により本件問題提起の適切な解決を誠実に追求していく意向であることから、本問題提起を日本 NCP のあっせんにおいて解決することは困難であるため、あっせんへの参加を辞退する」との回答があった。
2026年2月27日	最終声明を作成するに当たり、最終声明のドラフトを問題提起者及び被提起企業に提供し、ドラフトに対する意見を求めた。

## 7. 結論

- (1) 日本 NCP は本個別事例について初期評価において「更なる検討に値する」と判断し、当事者にあっせんへの参加意思を確認した。
- (2) 問題解決に向けた NCP の支援は、当事者の合意なしに提供され得ないところ、本個別事例の両当事者から

は、日本 NCP があつせんする条件での対話に参加する意思が確認できなかったため、日本NCPは、残念ではあるが、行動指針の「OECD 多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈」第35段落に従い、本個別事例に係る手続を終了する。

- (3) 日本NCPは、被提起企業に対し、引き続き、環境・地域社会に対する影響を考慮し、行動指針の遵守、デュー・ディリジェンスの実施を確保するよう勧告し、問題提起者と被提起企業の間に意見の隔たりがあることに留意しつつ、問題提起者を含む地域コミュニティとのエンゲージメントに努めるよう勧める。

(了)